

定款

飛島ホールディングス株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条 商号	1
第2条 目的	1
第3条 本店の所在地	1
第4条 機関	1
第5条 公告方法	2
第2章 株式	2
第6条 発行可能株式総数	2
第7条 単元株式数	2
第8条 単元未満株式についての権利	2
第9条 単元未満株式の買増	2
第10条 株主名簿管理人	2
第11条 株式取扱規程	2
第12条 取締役会決議による自己の株式の取得	2
第3章 株主総会	2
第13条 招集	3
第14条 定時株主総会の基準日	3
第15条 招集権者および議長	3
第16条 電子提供措置等	3
第17条 決議の方法	3
第18条 議決権の代理行使	3
第19条 株主総会議事録	3
第4章 取締役および取締役会	3
第20条 員数	3
第21条 選任の方法	4
第22条 任期	4
第23条 代表取締役および役付取締役	4
第24条 取締役会の招集権者および議長	4
第25条 取締役会の招集通知	4
第26条 取締役会の決議および決議の省略	4
第27条 取締役への委任	5
第28条 取締役会議事録	5
第29条 取締役会規程	5
第30条 報酬等	5
第31条 責任限定契約	5
第5章 監査等委員会	5
第32条 常勤の監査等委員	5
第33条 監査等委員会の招集通知	5
第34条 監査等委員会規程	5
第35条 監査等委員会の決議	5
第36条 監査等委員会議事録	6
第6章 会計監査人	6
第37条 選任方法	6
第38条 任期	6
第39条 報酬等	6
第7章 計算	6
第40条 事業年度	6
第41条 剰余金の配当の基準日	6

第42条 配当金の除斥期間.....	6
附則.....	6
第1条 最初の事業年度.....	6
第2条 最初の取締役の報酬等.....	6
第3条 当初の監査等委員である取締役の報酬等.....	8
第4条 附則の削除.....	8

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、飛島ホールディングス株式会社と称し、英文では **TOBISHIMA HOLDINGS Inc.**と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 土木、建築工事および請負業
- (2) 前号に関する調査、測量、企画、立案、設計および監理
- (3) 地域開発、都市開発、海洋開発、環境整備等の調査、測量、企画、立案、設計、監理および運営
- (4) 住宅事業、不動産取引業および不動産賃貸業
- (5) 道路、港湾、上下水道、庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設および医療施設等の公共施設ならびにスポーツ施設、宿泊施設および飲食店等の企画、立案、設計、保有、維持管理、運営ならびに経営
- (6) 土壌浄化、河川・湖沼の底質浄化、湖水・海水の水質浄化等の環境汚染の修復に関する事業ならびに一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生利用
- (7) 電気および熱等のエネルギーの供給
- (8) 建設機械装置、建設用仮設機材および土木建築関連資材の製作、調達、販売ならびに賃貸
- (9) 建物および建物に附帯する設備の保守管理の受託ならびに保安警備の受託
- (10) 工業所有権、著作権およびノウハウ等の取得、実施許諾ならびに販売
- (11) コンピュータを利用した情報処理およびハード・ソフトウェアの開発
- (12) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険募集業
- (13) 植物工場の企画、設計、製造および販売
- (14) 農林水産物の生産、加工、販売ならびに農林水産物の生産に関する調査、研究および開発
- (15) 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資本提携および業務提携等の斡旋ならびに仲介
- (16) 会社の経営戦略立案、組織・事業再編および企業再生等に関する斡旋
- (17) 労働者派遣および有料職業仲介に関する業務
- (18) 前各号に関するコンサルティング業務
- (19) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができることとする。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第12条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができることとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 当社の株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、会社法第325条の2の規定により、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとることとする。

2 当社は、会社法第325条の5第3項の規定により、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができることとする。

(決議の方法)

第17条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める当社の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 当社の株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、当社の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 当社の株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録して法令の定めに従い当社の本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、6名以

内とする。

(選任の方法)

- 第21条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 3 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 当社の取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 当社の監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 当社において、任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
 - 4 当社において、会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 当社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 当社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 当社の取締役会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 当社は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議および決議の省略)

- 第26条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 2 当社においては、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項

を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすこととする。

(取締役への委任)

第27条 当会社においては、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとする。

(取締役会議事録)

第28条 当会社の取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名し、法令の定めに従い当会社の本店に備え置く。

(取締役会規程)

第29条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができることとする。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 当会社の監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 当会社の監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議)

第35条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第36条 当社の監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名し、法令の定めに従い当社の本店に備え置く。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

2 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 当社は、配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れる。

2 当社において、未払配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から2025年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会までの期間の当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、年額205百万円以内とする。

2 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終了の時までの期間における取締役（社外取締役および監査等委員を除く。以下、

本項において同じ。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度」という。)に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度の概要

本制度は、飛鳥建設株式会社(以下「飛鳥建設」という。)の第76回定時株主総会および第78回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度と同種の業績連動型株式報酬制度である。当社は、飛鳥建設がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2019年8月28日付け株式給付信託契約について、2024年10月1日をもって、飛鳥建設の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度は、飛鳥建設が2024年9月30日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2024年10月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度の対象者

取締役

(3) 信託金額(報酬等の額)

飛鳥建設は、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託を設定した。

本信託は、下記(4)のとおり、飛鳥建設が2024年9月30日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2024年10月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

飛鳥建設は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2024年10月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行う。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、40,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される。下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで

に当該取締役が付与されたポイント数とする（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

(6) 当会社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（５）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があった場合または当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当会社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）を基礎とする。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とする。

(当初の監査等委員である取締役の報酬等)

第 3 条 第 30 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額 110 百万円以内とする。

(附則の削除)

第 4 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。